

200219 版

第 7 期美唄市総合計画 (基本構想)

2021-2030

みんなの力で 未来へつなぐ

緑豊かな田園都市 びばいの挑戦

(ご提案)

みんなの力で 緑ゆたかな田園都市を 未来へつなぐ

人口減少社会へ びばいの挑戦

美 唄 市

■計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

急速な少子高齢化や人口減少、貧困や格差などにより、地域の経営基盤や地域経済の縮小、安全・安心な生活の確保などさまざまな課題を抱えており、さらに複雑化する市民ニーズへの対応が、ますます求められる時代となっています。

こうしたこれまでに経験したことのない大きな課題や、社会情勢の変化に的確に対応し、本市の持続可能な社会を築いていくためには、長期的な展望による総合的・計画的な自治体経営の指針が必要になるとともに、市民と行政が協働してまちづくりに取り組むことが求められています。

本市では、平成 23 年（2011）3 月に第 6 期美唄市総合計画を策定し、「食・農・アートが響き合う 緑のまち 美唄」を都市像に掲げ、基幹産業である農業の推進をはじめ、美唄ならではの雪冷熱エネルギーの取り組みなど、一定の成果を収めてきました。

しかしながら、急速に進む人口減少をはじめとする大きな課題に的確に対応し、将来にわたって住み続けられるまちづくりを行うためには、新たな視点で長期的な展望に立った総合的・計画的な自治体経営の指針が必要となります。

このため、美唄市まちづくり基本条例による「市民が主体のまちづくり」がますます重要になっていることから、今後の 10 年間にわたる美唄らしい未来を切り拓くため、第 7 期美唄市総合計画を策定することとしました。

本計画の策定にあたっては、新たに設置した第 7 期美唄市総合計画等市民検討会議や美唄市総合計画審議会の皆さんなどによる審議、検討のほか、市民アンケートなどにより、広く市民参加をいただき、協働のまちづくりを推進しています。

美唄市総合計画のあゆみ

名 称	計画期間	都市像
第 1 期美唄市総合開発計画	昭和 33 年度～昭和 45 年度 (1958 年度～1970 年度)	
第 2 期美唄市総合開発計画	昭和 46 年度～昭和 50 年度 (1971 年度～1975 年度)	緑につつまれた、文化的で、明るい生産都市
第 3 期美唄市総合開発計画	昭和 51 年度～平成 2 年度 (1976 年度～1990 年度)	①健康で安全な福祉都市 ②農工調和の生産都市 ③文化の香りと緑豊かな生活都市
美唄市新総合計画	平成 3 年度～平成 12 年度 (1991 年度～2000 年度)	人かがやき ゆめひろがる 美しき唄のまち
美唄 21 世紀まちづくりプラン	平成 13 年度～平成 22 年度 (2001 年度～2010 年度)	人かがやき ゆめひろがる 美しき唄のまち 福祉・環境・交流のまち びばい

美唄未来交響プラン (第6期美唄市総合計画)	平成23年度～平成32年度 (2011年度～2020年度)	食・農・アートが響き合う 緑のまち 美唄 市民のハーモニーで創る 美しき唄のまちを目指して
---------------------------	----------------------------------	--

2. 計画の位置づけ

これまで市町村においては、地方自治法の規定により総合計画の策定が義務付けられていましたが、2011（平成23）年の改正に伴い、この義務付けが廃止され、策定については、各市町村の判断に委ねられることになりました。

本市では、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるために、中長期の視点に立った計画の策定が必要であると考えることから、美唄市まちづくり基本条例第24条の規定に基づき、第7期美唄市総合計画を策定します。

3. 計画の構成

この計画は、将来に向けたまちづくりの基本理念を示す「基本構想」と、「基本構想」に基づいて、より具体的な施策の内容を明らかにする「基本計画」、「基本計画」を具体的に進めるための「市民と一緒に行うまちづくりの取組み一覧（事務事業インデックス）」の3つによって構成されています。

□基本構想

「基本構想」は、今後10年先を見据えた長期的展望に立って、本市が目指す都市像と、それを実現するための基本的な理念を定めるものです。

□基本計画

「基本計画」は、基本構想に掲げる都市像を具現化するため、各分野ごとの施策・事業についての現状を明らかにし、まちづくり推進の方策を体系的に定めるものです。

なお、「基本計画」は、前期計画と後期計画に分け、後期計画については、前期計画の推進状況や社会経済情勢の変化などを踏まえ、策定します。

□「市民と一緒に行うまちづくりの取組み一覧（事務事業インデックス）」

「市民と一緒に行うまちづくりの取組み一覧（事務事業インデックス）」は、基本計画に示した施策を推進するために必要な主要な事務事業について、個別の評価表を一覧化して、市民等との連携の仕方や実施時期などを具体的に示します。

4. 計画の期間

「基本構想」は、計画期間を2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。

「基本計画」は、前期基本計画を2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年

間、後期基本計画を 2026（令和 8）年度から 2030（令和 12）年度までの 5 年間とします。

また、目指すべきまちづくりの実現に向けて、市民と一緒に行うまちづくりの取組み一覧（事務事業インデックス）」は、3 年間の期間とし、2029（令和 11）年度終了時に 1 年間延長し、その内容は毎年度見直します。

■新たな時代の目指すべきまちづくり

今後のまちづくりにおいては、急速な少子高齢化や人口減少による地域経済、市民生活への影響を最小限にとどめ、市民の満足度やまちの活力を高めることが重要となります。

市民一人ひとりが主役であることや、誰ひとり置き去りにしないという理念のもと、人口減少、高齢化、経済の衰退など様々な課題を抱えている本市にとって、持続可能なまちづくりを行うことが求められています。

このため、持続可能な世界を実現するための国際的な目標であるSDGsの視点も踏まえ、市民の理解を醸成しながら、今後10年間の目指すべきまちづくりについて、次のとおり定めます。

1. 都市像

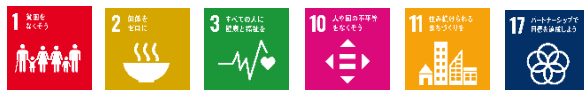
みんなの力で 未来へつなぐ 緑豊かな田園都市 びばいの挑戦

本市が目指すまちづくりを実現するため、美唄市まちづくり基本条例に掲げる「市民主体のまちづくり」「情報の共有」「協働のまちづくり」の3つの基本原則に基づき、少子高齢化や人口減少が進んでも、さまざまな組織や団体などとの協働によりそれぞれの力を発揮し、市民一人ひとりが共に支え合い、分かち合いながら、希望あふれる未来へ向かって、いつまでも住み続けたいと思える魅力あふれる「びばい」を目指します。

2. 都市像を実現するための5つの挑戦

(1) 共に支え合い、安心して暮らせるまちづくり

〔福祉・保健・医療〕



急速な少子高齢化や人口減少が進む中、多様化・複雑化する社会環境への対応が、ますます求められる時代となっています。

こうした社会情勢にあって、誰もが住み慣れた地域で、いきいきと暮らすためには、充実した福祉・保健・医療施策を推進するとともに、安全・安心に暮らせる環境のもと、まちづくりの主役となる市民一人ひとりが、健康で生きがいを持って、安心して暮らせる地域社会の形成を目指します。

<重点施策>

① 誰ひとり置き去りにしない安心して暮らせる地域社会の形成

どんなに人口減少や高齢化が進んでも、これまで培ってきた地域力をさらに高め、高齢者と子どもたちの交流により希望と知恵を育むなど、誰もがいきいきと地域社会の中で暮らしていけるよう、誰ひとり置き去りにしない、共に支え合う地域社会の形成を目指します。

② 健康で安心して暮らせる保健・医療環境の充実

誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して健康で暮らし続けていけるよう、ライフステージに応じた健康づくりの支援体制を整え、健康寿命を延ばすとともに、地域連携を視野に入れた美唄にふさわしい医療体制を構築するとともに、必要な医療サービスを提供するための施設整備に取り組むなど、すべての市民が必要なときに、必要な医療が受けられるよう、市民の健康を守るまちづくりを目指します。

(2) 地域資源を生かした「にぎわい」と「活力」あふれるまちづくり

〔産業・観光・人口減少対策〕

農業・食と観光・商工業・移住定住



本市は、これまで培ってきた農業や工業、商業などの生産基盤を生かし、これらが連携し、地域の貴重な資源を生かしたまちづくりに取り組んできました。

~~また、今後とも、~~市民の暮らしを守り、にぎわいと活力あふれるまちづくりを推進するためには、地域経済や産業の活性化とともに、高速情報通信基盤の整備を促進し、本市ならではの魅力を広く情報発信することにより、~~関係人口の増加を図るほか、~~多様な人材が活躍できる場を確保することが必要となります。

そのためには、基幹産業である農業や地域資源を生かした食・~~や、稼げる~~観光、雪冷熱エネルギーを活用した新産業の振興などにより、安定した雇用を創出するとともに、交流人口~~や移住・定住人口の増加、美唄らしい、~~関係人口~~、移住・定住人口の増加の~~創出・拡大を目指します。

<重点施策>

① 地域資源を生かした「にぎわい」づくり

本市の貴重な地域資源を生かし、まちの魅力を高めることにより、人が集い、にぎわいと交流が生まれる美唄らしい観光地域づくりと中心市街地の活性化を目指します。また、~~一人ひとりの個性と能力を発揮した地域の担い手の確保に努めるほか、~~雇用の創出や~~地域貢献を担う地元企業~~**地域経済の活性化を図る企業**への支援を行うなど、にぎわいのあるまちを目指します。

② いのちを育む食と農の振興

本市の基幹産業である農業は、市民のいのちを育む食の源です。そのため生産農業経営基盤の強化や新たな農業技術の推進、農業の教育的効果などを生かし、農商工の連携による食と農のまちづくり、食文化による地域の活性化、農泊による都市と農村の交流など、本市の地域資源の魅力の再発見に努め、活力あふれる地域を目指します。優れた担い手の育成・確保、農商工連携、ICT等の先進技術を活用した農業の普及などにより、本市農業が将来にわたり魅力ある産業として成長を目指します。

また、教育的効果や農村景観の形成など、農業・農村が有する多面的機能を生かし、食文化による地域の活性化、農泊による都市と農村の交流などにより、活力に満ちた農村地域の形成を目指します。

③ 移住・定住の促進

急速な人口減少が進む中、子育て、教育、福祉などさまざまな施策の充実を図り、やまの魅力を高めることによりとともに、U・Iターンや美唄の特色を生かしたワーケーション、サテライト・オフィス等の誘致により、道内外の若者や子育て世代などの移住・定住を促進することとし、機能を維持し、持続可能な地域社会を「活力」あふれるまちづくりを目指します。

（３）地域に根ざし、暮らしに学ぶまちづくり

〔子育て・教育・文化〕



地域社会は、「新しい命」の健やかな成長があつてこそ成り立つものであり、子どもは地域の宝、美唄の未来・希望そのものといえます。本市は、合計特殊出生率が1.19と全国、全道平均よりも低く、平成29年以降の出生数が100人を下回っています。

このような中、人口減少を抑制し、希望あふれる地域社会を築いていくためには、結婚から妊娠・出産・育児まで切れ目のない支援を行い、安心して子どもを生み育てられる環境を整備することが重要です。

「愛されれば、その子は人を愛する人になる。社会に愛されれば、その子は社会を支える大切な人になる。自然に愛されれば、その子は自然を支える大切な人になる」といわれています。

本市は、緑豊かな水田や畑が広がり、明瞭な四季が織りなす美しい自然環境に恵まれ、度重なる困難を克服してきた先人の汗と涙の結晶によって支えられてきた歴史や伝統文化が息づいています。この環境を十分に生かし、これまで先人が培ってきたかけがえのない地域の力・市民の力を今こそ発揮して、子育てしやすいまちづくりを目指すとともに、豊かな人間性を育む生涯学習の環境整備・充実を図り、すべての人が人として尊重され、社会参加できるまちづくりを目指します。

<重点施策>

① 安心して子育てできる環境の充実

誰もが安心して妊娠・出産・子育てできる環境や、働きながら子育てしやすい環境づくりを進め、次代を担う子どもたちが心豊かに健やかに育まれるまちを目指します。

② 生きる力を育む教育と次代を担う人材育成

地域の未来を担う子どもたちの「生きる力」と「豊かな心」を育むため、地元の暮らしを学ぶ農業体験学習や学校給食の充実を目指します。

また、子どもたちが「確かな学力」を身につけ、未来を切り拓く力強い資質・能力を育むため、ICT教育の充実や小中学校と一体となった生涯学習センター構想の策定に向けた協議をすすめるとともに、教育環境の向上を目指します。

③ 文化・芸術を育む活動と生涯学習・スポーツの振興

アイヌの人たちをはじめ、屯田兵や道外からの開拓移住者により始まった郷土の歴史を正しく伝えることができるよう、郷土史料館を拠点として美唄^{学のこと}を学べる環境を整えるとともに、多様な価値観や地域の伝統文化、生活文化・芸術への理解、創造性を深め、地域に根ざした文化・芸術活動を育み、本市の人と自然と文化が織りなす生涯^{活躍学習}社会を目指します。

また、スポーツ健康都市宣言に基づき、心身ともに健康で、いきいきと暮らすために、より良い生活習慣を身につけ、運動やスポーツを楽しみ、いつまでも健やかで笑顔あふれるまちを目指します。

（４）人と自然が共生した安全・安心のまちづくり

〔自然・環境・都市基盤・安全安心〕



本市は、国の天然記念物に指定される『マガン』が春と秋に飛来する『宮島沼』や、空知管内随一の桜の名所『東明公園』のほか、四季折々の顔を見せる水田や畑など緑あふれる自然環境に恵まれた美しいまちです。この貴重な地域資源を次代に引き継ぐため、環境の保全と活用のバランスを保ちながら、更なる地域の魅力づくりに生かしていきます。

また、市民の豊かな暮らしを支える都市基盤の整備や公共交通の維持・促進をはじめ、地震や暴風雨・豪雪などの自然災害から市民の生命や財産を守るための地域防災力の向上や、空き家・空き地などの対策を含めた生活基盤の整備を進め、すべての市民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けていけるまちづくりを目指します。

<重点施策>

① 豊かな自然環境の保全と共生

社会経済活動に伴う環境への影響を最小限に留めるための環境学習の推進や、環境に

関する普及啓発、情報発信に取り組むなど、本市の貴重な自然環境を守り、自然との共生を目指します。また、ごみの減量化や循環型社会の形成など環境負荷の低減を図り、豊かな自然環境の保全を目指します。

② 快適な都市空間の形成

本市では、空き家、空き地、空き店舗などが増加していることから、市民の豊かな暮らしを支えるための住環境の整備や利活用、心やすらぐ公園の維持管理、道路などの都市基盤整備のほか、市民の利便性の高い公共交通の維持・促進や通院バスなど利便性の高い交通手段の確保など、快適な都市空間の形成を目指します。

③ 安全・安心なまちづくり

本市では、民間住宅や公共施設の耐震化のほか、全国的な地震や暴風雨・豪雪などによる大規模な自然災害により、市民の安全・安心への意識が高まっています。

このため、民間住宅の耐震改修への支援や公共施設の耐震化を進めるほか、地域ぐるみで支え合う環境づくりなど、市民の防災意識の向上と防災体制の強化を図るとともに、市民の生命や財産を守る消防・救急体制の充実・強化や、消費者被害を未然に防ぐための取り組みなど、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを目指します。

(5) 市民が主役の誰もが活躍できるまちづくり

〔協働・行政改革〕



急速な少子高齢化や人口減少により、地域経済の縮小などが懸念される中で、地域の活力を維持する取り組みがこれまで以上に求められており、年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての市民が個々の能力を発揮し社会を支えていくことが必要です。

このため「美唄市まちづくり基本条例」に基づき、市民主体のまちづくり、情報の共有、協働のまちづくりを推進し、市民と行政がさまざまな課題や情報を共有するための取り組みや、地域社会の一員として企業が取り組む地域貢献活動への理解を求めながら、市民自らが地域活動、社会活動に参画することを目指します。

<重点施策>

① 性別や年齢、障がいに関係なく、誰もが活躍できる社会の形成

すべての市民が豊かな生活を送ることができるよう、高齢者や女性が生き生きと活躍できる社会を築くとともに、性別や年齢、障がいの有無に関係なく、ライフステージに応じて誰もが個性と能力を存分に発揮し、お互いに思いやりのある地域社会が形成されたまちを目指します。

② 暮らしに根ざした行財政改革の推進

少子・高齢化や人口減少が進む中であって、行政だけではなく、市民目線に立ったPDC Aサイクルによる検証などにより、長期的展望に立った持続可能な自治体運営や健

全な財政運営により、効率的かつ効果的な質の高い行政サービスを提供し、持続可能な地域社会の形成を目指します。

SDGsとは

SDGsとは、貧困や健康・福祉、住み続けられるまちづくりなど、持続可能な世界を実現するために国連サミットで採択された 17 のゴールと 169 のターゲットで構成された国際目標です。

この考え方は、市民一人ひとりが主役であることや、誰一人取り残さないという理念のもと、人口減少、高齢化、経済衰退など様々な課題を抱える地域にとって、持続可能なまちづくりを行う上で大切な視点となります。

なお、17 ゴールは、それぞれが独立して存在しているものではなく、密接に関連しています。

SDGsの捉え方のイメージ（例）

～「地球の気候変動」と「平和」という 2 つの大きな問題の関係性～

ある大きな湖が地球温暖化による砂漠化の影響で水位が下がり、湖面の面積がどんどん小さくなってしまいました。

これまで湖の豊かな恩恵に恵まれ、農業や漁業などで生計を立ててきた住民が、水不足に悩まされ〔6 安全な水とトイレを世界に〕、仕事を失い〔2 飢餓をゼロに、8 働きがいも経済成長も〕、結局、これまで住んでいた地域には住めなくなり、都市部に移り住んでいきました。

都市部では、貧困層が増え〔1 貧困をなくそう〕、大きな格差が生まれ〔10 人や国の不平等をなくそう、11 住み続けられるまちづくりを〕、治安が悪化〔16 平和と公正をすべての人に〕していきました。

その結果、貧しい生活を余儀なくされた若者たちは、テロ活動に身を投じ、世界のどこかの地域で平和が脅かされていきました〔16 平和と公正をすべての人に〕。

〔17のゴール〕



- 1 **貧困をなくそう**：あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。
- 2 **飢餓をゼロに**：飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。
- 3 **すべての人に健康と福祉を**：あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。
- 4 **質の高い教育をみんなに**：すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
- 5 **ジェンダー平等を実現しよう**：ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る。
- 6 **安全な水とトイレを世界中に**：すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。
- 7 **エネルギーをみんなに、そしてクリーンに**：すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
- 8 **働きがいも経済成長も**：すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する。
- 9 **産業と技術革新の基盤をつくろう**：強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。
- 10 **人や国の不平等をなくそう**：国内及び国家間の格差を是正する。
- 11 **住み続けられるまちづくりを**：都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。
- 12 **つくる責任 つかう責任**：持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
- 13 **気候変動に具体的な対策を**：気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
- 14 **海の豊かさを守ろう**：海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。
- 15 **陸の豊かさを守ろう**：飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。
- 16 **平和と公正をすべての人に**：持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構成する。
- 17 **パートナーシップで目標を達成しよう**：持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

3. 施策の体系

都市像

みんなの力で 未来へつなぐ 緑豊かな田園都市 びばいの挑戦



都市像を実現するための5つの挑戦

共に支え合い、安心して
暮らせるまちづくり
〔福祉・保健・医療〕

誰ひとり置き去りにしない安心して
暮らせる地域社会の形成

地域コミュニティ
障がい者福祉
高齢者福祉

健康で安心して暮らせる保健・医療
環境の充実

保健
地域医療

地域資源を活かした
「にぎわい」と「活力」
あふれるまちづくり
〔産業・観光・人口減少対策〕

地域資源を生かした「にぎわい」
づくり

商工業振興
雇用対策
観光・交流
移住・定住
地域情報化

いのちを育む食と農の振興

農業振興
農商工連携

地域に根ざし、暮らしに
学 ぶ ま ち づ くり
〔子育て・教育・文化〕

安心して子育てできる環境の充実

子育て支援

生きる力を育む教育と次代を担う人
材育成

学校教育
平和施策

文化・芸術を育む活動と生涯学習・
スポーツの振興

文化・芸術
生涯学習・スポーツ

人と自然が共生した安全・
安心のまちづくり
〔自然・環境・都市基盤
・安全安心〕

豊かな自然環境の保全と共生

自然保護
循環型社会

快適な都市空間の形成

都市基盤整備
景観・緑づくり
生活交通

安全・安心なまちづくり

国土強靱化
防災・防犯・交通安全
消防・救急
消費者保護

市民が主役の誰もが
活躍できるまちづくり
〔協働・行政改革〕

性別や年齢、障がいに関係なく、
誰もが活躍できる社会の形成

協働のまちづくり
男女共同参画

暮らしに根ざした行財政改革の推進

行財政運営

■土地利用の方向

本市は、田畑及び山林が総面積の約 2/3 を占める緑豊かな自然環境に恵まれた市域であり、市街地をはじめ肥沃な農地や豊かな森林が調和を保ちながら形成されています。

土地は、現在及び将来にわたる市民の生活と生産活動の基盤として、活力とうるおいをもたらす貴重な資源であり、自然環境の保全に配慮しながら計画的に利用することが必要です。

本市の個性的な風土と魅力を生み出す源泉となっている土地については、長期的・広域的視点に立って、地域の豊かな自然環境、快適な生活環境、活力ある産業の振興などに配慮しながら、まちづくりの基本的な考え方に基づき、以下の 4 つの基本方向に沿って、総合的かつ計画的な調和のとれた土地利用の促進に努めます。

1 都市地域

都市地域は、安全で快適な都市環境を維持するため、人口減少や少子高齢化などによる空き地の利用を促進するとともに、公共施設の複合化・集約化などを図り、有効な土地利用に努めます。

~~これまで整備してきた施設を適切に維持し、安全で快適な都市環境を整備するため、インフラ施設等の長寿命化や適切な維持管理のほか、人口減少や少子高齢化などによる空き地、空き家の利活用を促進し、公共施設の複合化・集約化など機能的な市街地の形成を図ります。~~

2 農村地域

農村地域は、豊かな自然環境や美しい景観、水源の滋養など重要な機能を維持するため、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用に努めます。

~~農業従事者の減少などを踏まえ、農村集落のコミュニティの維持・確保や、都市と農村との交流促進による魅力発信などを図るとともに、農業生産基盤の強化や先進技術の導入などにより農地を保全し、良質な農産物の安定的な生産に努めます。~~

3 森林地域

森林地域は、木材生産等の経済的機能や山地災害の防止、水源の滋養、二酸化炭素の吸収、生物多様性など自然環境の保全等のため、必要な森林の確保と森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、適切な土地利用に努めます。

~~森林は、経済的効果だけではなく、国土の保全や地球環境を守る効果など多面的機能を有しており、森林の適正な管理、保全に努めます。~~

4 自然保全地域

自然保全地域は、ラムサール条約登録湿地に認定されている「宮島沼」など、高い価値を有する原生的自然地域を維持するため、重要な野生生物の生息・生育地、優れた自然の風景地など、自然環境の適正な管理、保全に努めます。